

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日よりA所在の船Bの甲板員として就労していた。
- 2 請求人は、同年、船上にて網揚げ作業中、網を揚げるロープがローラーから外れて飛来し、左足を直撃し負傷した（以下「本件災害」という。）ため、同日、C病院に受診し、「左大腿骨骨幹部骨折」と診断され、その後、複数の医療機関を転医し療養した結果、平成〇年〇月〇日治癒（症状固定）した。
- 3 本件は、請求人が、治癒後障害が残存するとして障害補償給付を請求したところ、監督署長は請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付の額を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、請求人が本件処分を不服として、同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の主張からすると、本件災害による障害として判断すべきものは、左膝関節の障害の程度であり、以下検討する。

(2) 関節機能障害については、原則として、他動運動による測定値によることとされているところ、D病院及びE病院の診療録によると、決定書理由に説示のとおり、左膝関節の可動域は健側の可動域に比して3/4以下に制限されているとは認められない。

(3) 次に請求人が主張する動揺関節について検討すると、F医師は、平成〇年〇月〇日監督署受付の意見書において、要旨、「療養期間中に膝の動揺性についての訴えはなく、膝については診断なし。」としていたところ、平成〇年〇月〇日付け診断書においては、要旨、「大腿骨は軽度の伸展変形を残して治癒となっている。他覚的に前後動揺性は軽微で、MRIで靭帯の陰影はやや不正ながら連続している。」と述べている。なお、同医師は、同年〇月〇日付け回答書において、「後十字靭帯損傷は明らかでない。」と述べている。

この点、G医師も、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「受診時の被災者の主訴は左膝不安定感であり、MRI上後十字靭帯損傷は認めず、不安定性は大腿骨の伸展変形が原因と考えられる。」と述べている。

さらに、F医師作成の上下肢等関節角度測定表及び監督署の関節可動域測定結果によると、膝関節可動域に正常な可動域を超えるような大きな動き、あるいは異常な方向への動きを示すものは認められなかったとされている。

請求人は、G医師の指示のもとに硬性補装具を作成したものであり、左膝の過伸展及び動揺の症状からすれば、常には時々装着する必要があると主張しているが、F医師は、上記回答書において、装具は必ずしも必要とは考

えられないと意見しており、当審査会としても、請求人の左膝の状態については、装具を必要とするものではないと判断する。

- (4) 当審査会において、改めて、診断書、意見書及び診療録を含む一件記録を精査したが、障害等級第14級を超える神経学的異常所見は認められず、また、請求人の左膝は関節可動域制限を有するものや、動揺関節にも該当しないものと判断する。

以上のおりであるので、請求人に残存する障害の評価は、障害等級第14級にとどまると判断することが妥当である。

なお、障害等級の認定に当たっては、治癒となった平成〇年〇月〇日の障害の状態について判断したことを付記する。

3 結 論

以上のおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のおり裁決する。